岐阜県精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証（精神通院）交付事務システムの構築及び運用保守業務委託の一般競争入札公告

岐阜県精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証（精神通院）交付事務システムの構築及び運用保守業務について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和３２年岐阜県規則第１９号。以下「規則」という。）第１２７条第１項の規定により公告する。

平成３０年６月２７日

岐阜県知事　　古　田　　肇

１　一般競争入札に付する事項

（１）　業務委託の名称

岐阜県精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証（精神通院）交付事務システムの構築及び運用保守業務委託　一式

（２）　業務の仕様

入札説明書による。

（３）　履行期間

ア　システム導入期間　契約締結日から平成３１年３月３１日

イ　システム保守期間　平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日

（４）　納入場所

入札説明書による。

２　入札参加者の資格に関する事項

（１）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）　岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

（３）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。

（４）　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定

後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。

（５） 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。

（６） 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

（７） 都道府県又は政令市において、情報連携（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条第７号の規定に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会及び同法第 22 条第１項の規定に基づく情報提供）に対応した、医療又は福祉に関するシステムを導入し、運用した実績があること。

（８） 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運用する情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）の認証取得事業者又はこれと同等以上の JIS Q27001（ISO/IEC 27001）の認証取得事業者であること。なお、他社のパッケージシステムを採用する場合は、該当するパッケージシステムメーカも同等の資格を有すること。

（９） 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運用するプライバシーマーク制度の認定事業者又はこれと同等以上の ISO Guide72:2001 に従った第三者適合性評価制度の認証取得事業者であること。なお、他社のパッケージシステムを採用する場合は、該当するパッケージシステムメーカも同等の資格を有すること。

３　入札手続等に関する事項

（１） 担当部局

部署：岐阜県健康福祉部保健医療課精神保健福祉係

住所：〒 500-8570　岐阜県岐阜市薮田南２丁目１番１号

電話：058-272-8278

メールアドレス：c11223@pref.gifu.lg.jp

（２） 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア　交付期間

平成３０年６月２７日（水）から平成３０年７月１１日（水）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前９時から午後５時まで

イ　交付場所

３の（１）に同じ。

なお、電子メールによる交付を希望する場合は、担当部局まで申し出ること

（３） 入札参加資格の確認

ア　入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を３の（１）まで提出（郵送可）し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ　提出期限

平成３０年７月１１日（水）　午後５時（必着）

ウ　期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

エ　入札参加資格の確認結果は、平成３０年７月１７日（火）までに通知する。

（４）　入札の日時及び場所

ア　日時：平成３０年７月２４日(火)　午前１１時００分

イ　場所：岐阜県岐阜市薮田南２丁目１番１号

岐阜県庁１２階　１２南－１会議室

（５）　開札の日時及び場所

入札終了後直ちに３の（４）のイの場所において行う。

（６）　契約条項を示す場所

３の（１）に同じ。

（７）　入札方法等に関する事項

ア　入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　入札保証金及び契約保証金

規則第１１４条各号に該当するときは、免除する。

ウ　落札者の決定方法

落札者は、規則第１１１条の規定により定めた予定価格に１０８分の１００を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ　入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第１３０条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ　入札又は開札の中止及びこれによる損害

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これ

を中止する。なお、入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ　落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として１週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とする。

４　その他

（１）　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（２）　契約書作成の要否

要。

（３）　郵便又は電信による入札は、認めない。

（４）　談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

（５）　談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

（６）　落札者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

（７）　詳細は、入札説明書による。